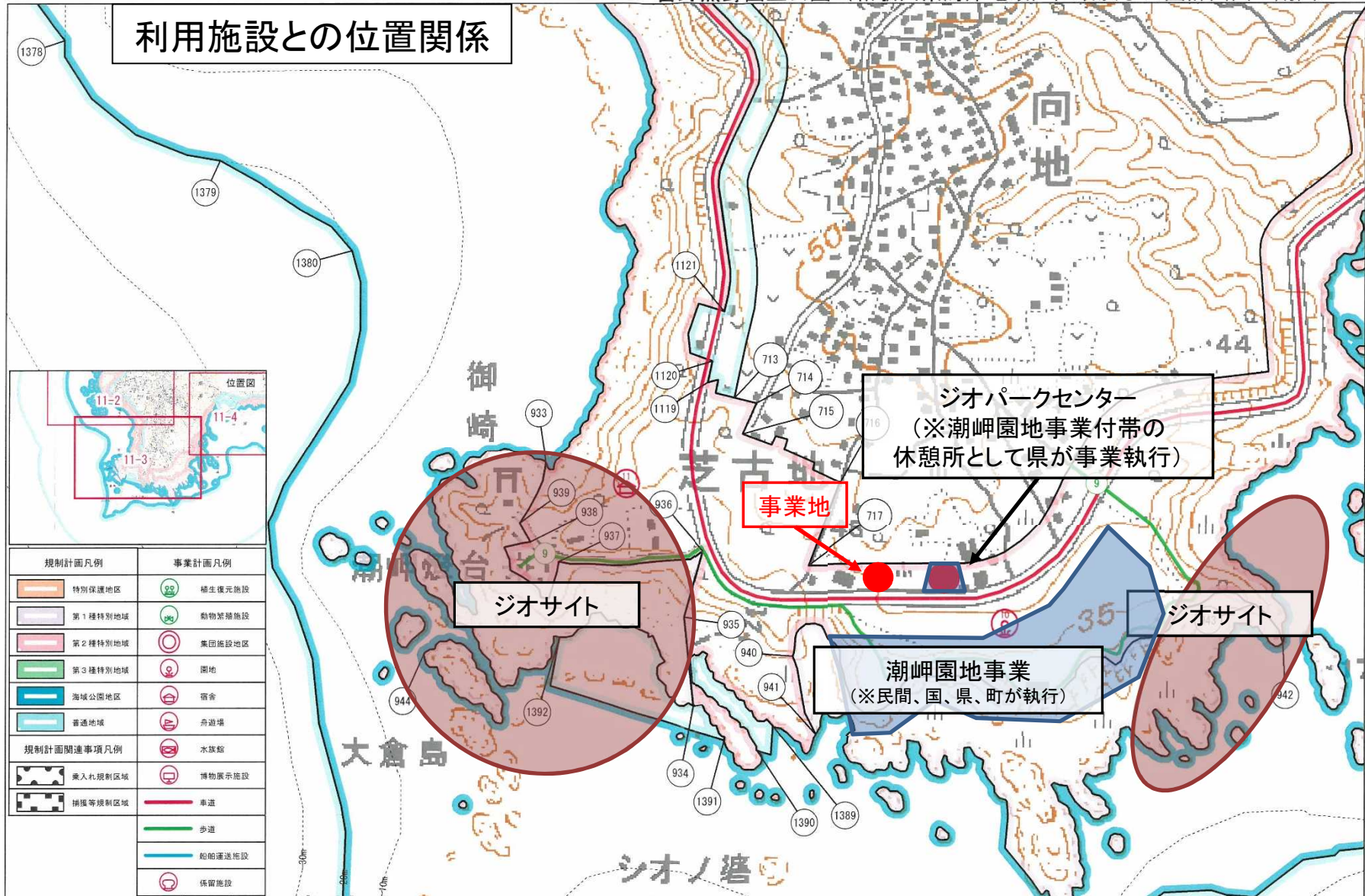


宿舎の新設

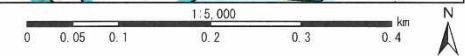
- 県が宿泊施設の誘致に力を入れており、本州最南端に位置し、温暖で太平洋を望める当地に、民間によるインバウンドや富裕層に対応した宿舎の整備が検討されている。
- 建物の跡地であり、希少な植生等は生息していない。

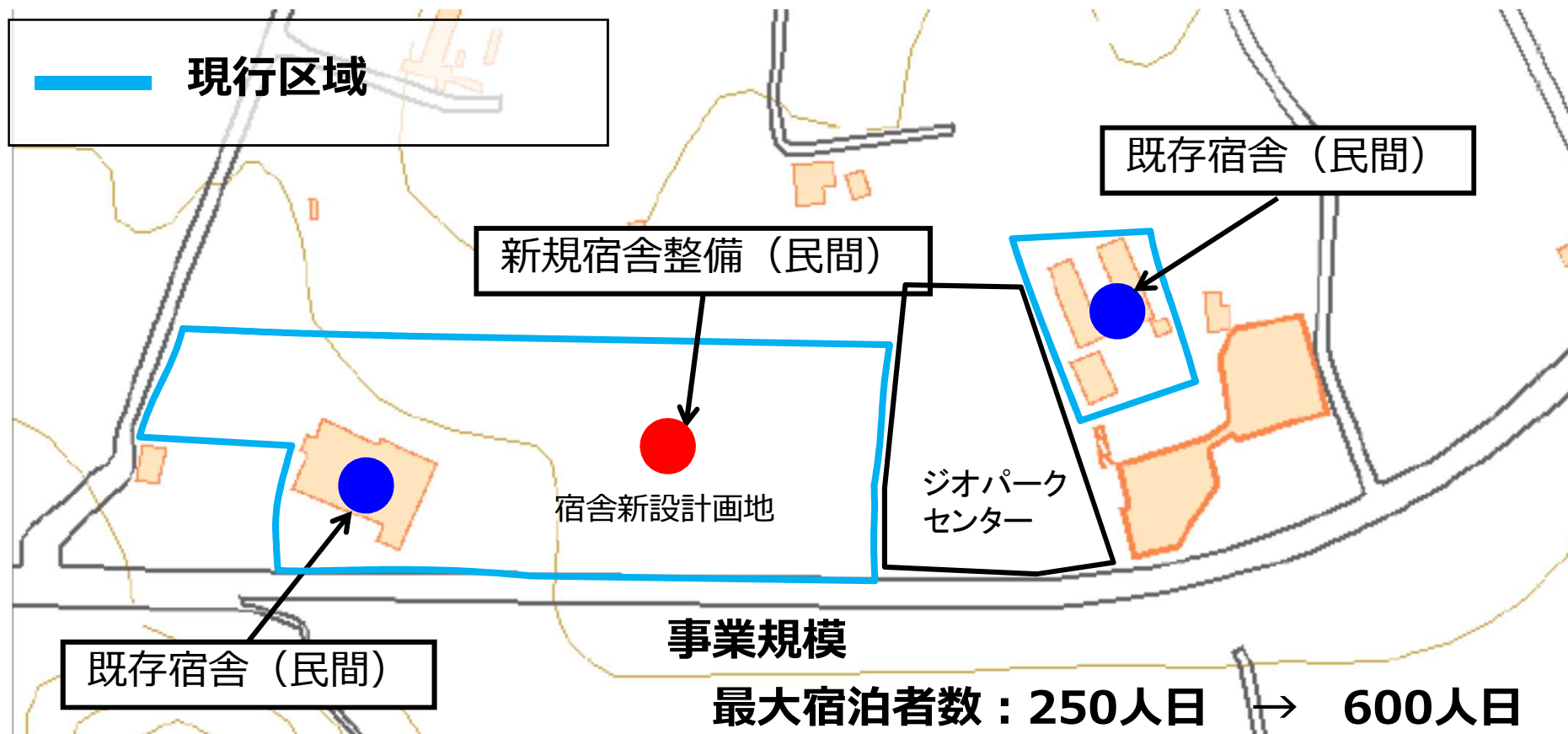


利用施設との位置関係



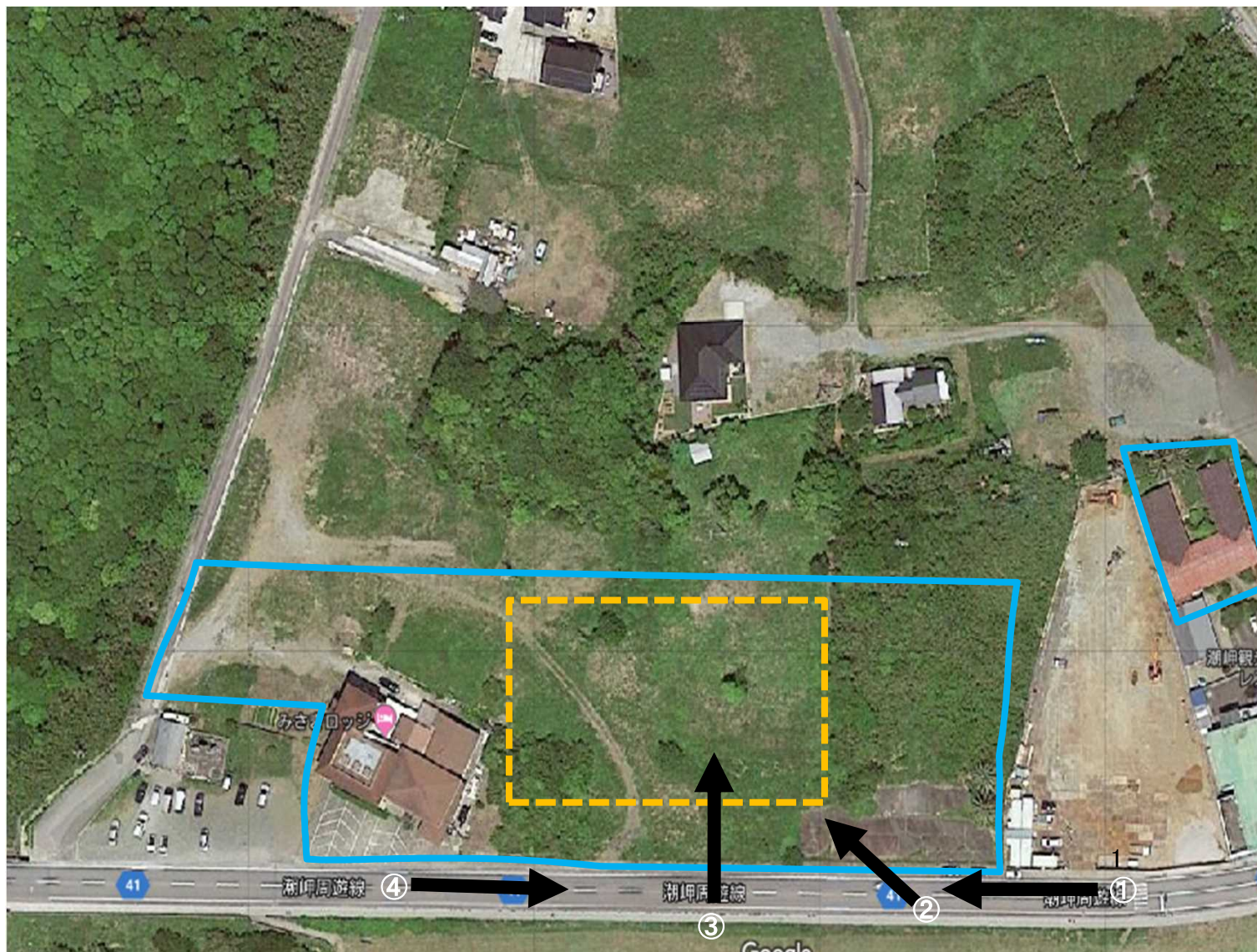
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情保、第988号）





- ・ 紀伊半島においては、近年欧米からの旅行者が増加。
- ・ 潮岬周辺には宿泊施設は少なく、利用者の滞在型観光に対応出来ていない。
- ・ 現在増えている欧米からの観光客や特にその富裕層に対応した宿舎の整備を実施し、自然的な魅力を滞在を通じて体感して頂く環境を整える。
- ・ 整備予定地は、建物跡地で更地や低木林となっており、宿舎整備による自然環境への影響は小さい。









最大収容人数の考え方

・ $6200\text{m}^2 \times 70\%$ (近隣町建坪率) $\times 200\%$ (近隣町容積率) = 8680m^2 (延べ床面積)

・ $8680\text{m}^2 \times 60\% = 5208\text{m}^2$

※延べ床面積の40%を供用部分として想定

・ $5208\text{m}^2 / 40\text{m}^2 = 130$ 室

※ダブルベッド2台／部屋を設置する洋室として 40m^2 を想定

・ 130 室 $\times 4$ 人 (1 部屋当たりの最大収容人数) = 520 人

・ 520 人 + 83 人 (既認可分) = 600 人

足摺宇和海国立公園 足摺岬公園線道路（車道）

変更

路線距離：変更無し

執行者：高知県

第2、3種特別地域（私有地）



足摺岬



金剛福寺（四国霊場38番札所）



○当該地域の概要、利用状況

主要な利用拠点である足摺岬へ向かう足摺半島の東回りルート。平成28年に半島西部のバイパス道路が開通し、現在は、公園利用者の多くは西回りルートを利用。

一方、西回りで足摺岬へ到達した後の帰路や、地域住民の幹線道路としての役割も担っている他、四国遍路の遍路道として徒歩による通行者も少なくない。

□ 国立公園区域（枠内が公園外）
— 変更後（追加）
— 変更前（現事業決定路線）



(参考)
耕作放棄地を切土

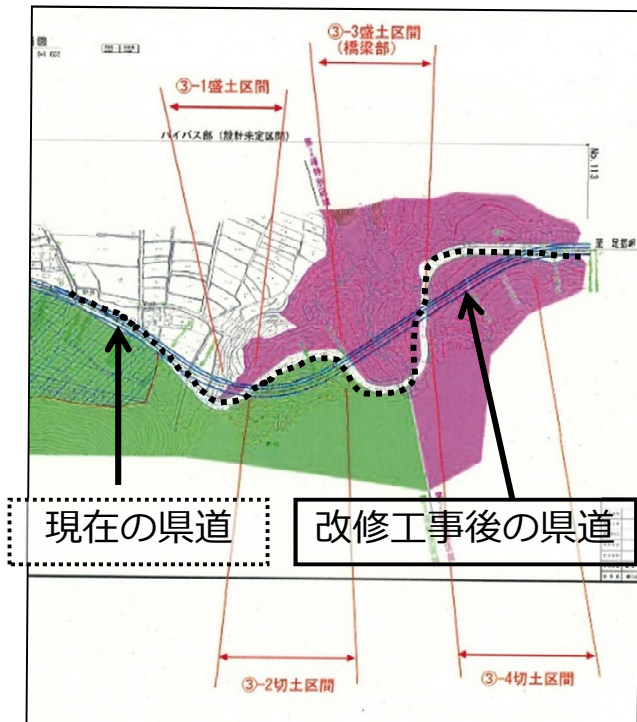
追加される路線距離：136.7m
変更される路線距離：374.8m

○事業変更の理由、事業規模の根拠（理由）

今回対象となる区間では、車両、徒歩の通行者が混在する中で、幅員が狭く離合ができない、または線形が急な箇所が残されていることから、道路改良を実施することで、利用者の安全かつ快適な通行を確保するもの。

これに伴い、今回追加する路線距離分を、事業決定規模に追加変更する。

県道の改良工事（線形改良、幅員拡幅）



切土、橋梁の設置により、線形改良を実施

自然環境への影響

今回の整備区間のうち、事業決定区域内である「シイ、カシ等の二次林」においては、環境省RDBに掲載される種が3種、国立公園指定植物種が5種確認された。

施工にあたっては上記の種の生育に影響を与えないよう配慮することや、直接的な影響がやむを得ない場合には移植等の保全措置を実施することにより、与える影響を最小限にすることが事業主体である県により実施される。



生育が確認されたナギラン（環境省RDB：VU）



生育が確認されたカンアオイ属の一種

阿蘇くじゅう国立公園 古坊中中岳山頂線道路（歩道）

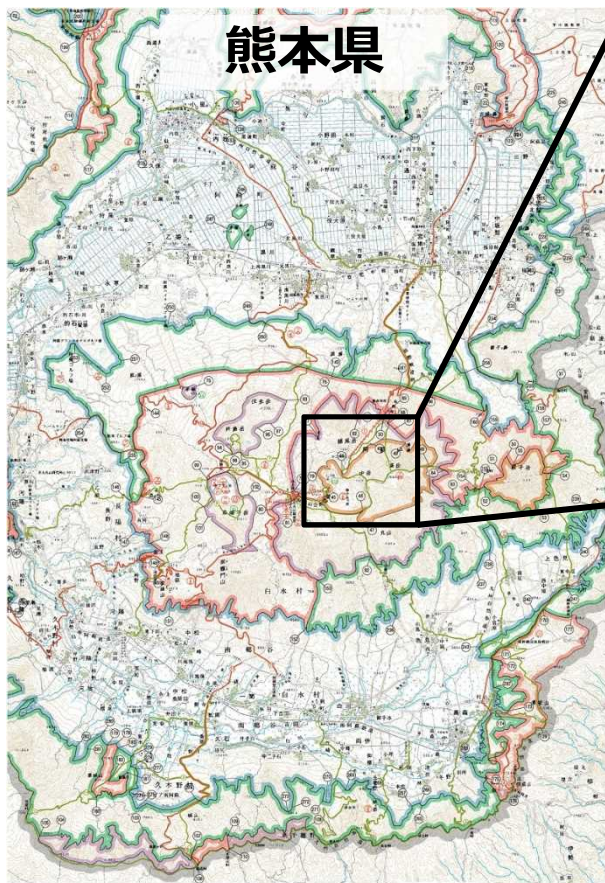
変更

路線距離：2.5km→4.2km

執行者（予定者）：環境省

特別保護地区、第1種特別地域（環境省所管地）

●位置図

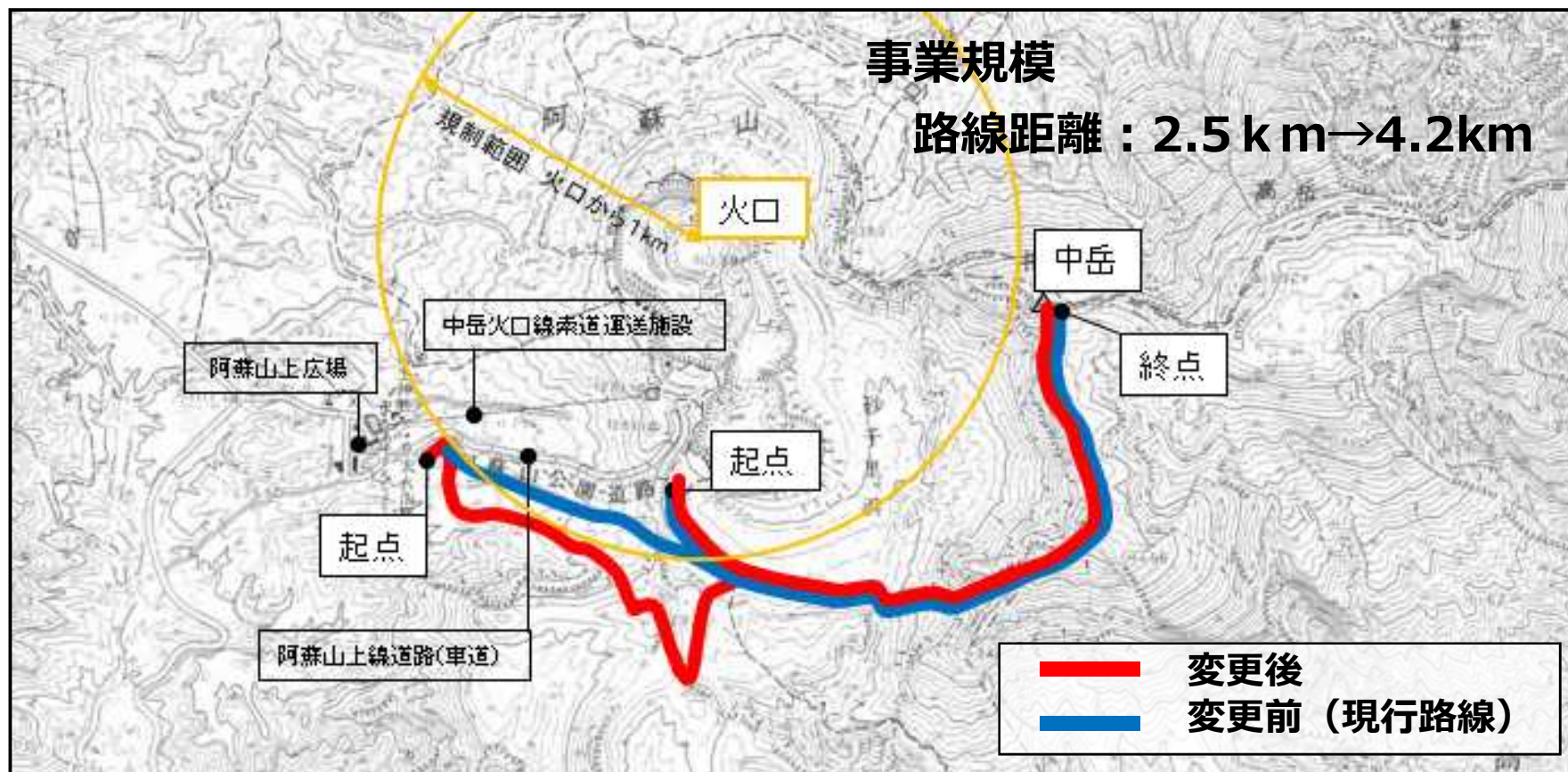


●計画図



○当該地域の概要、利用状況等

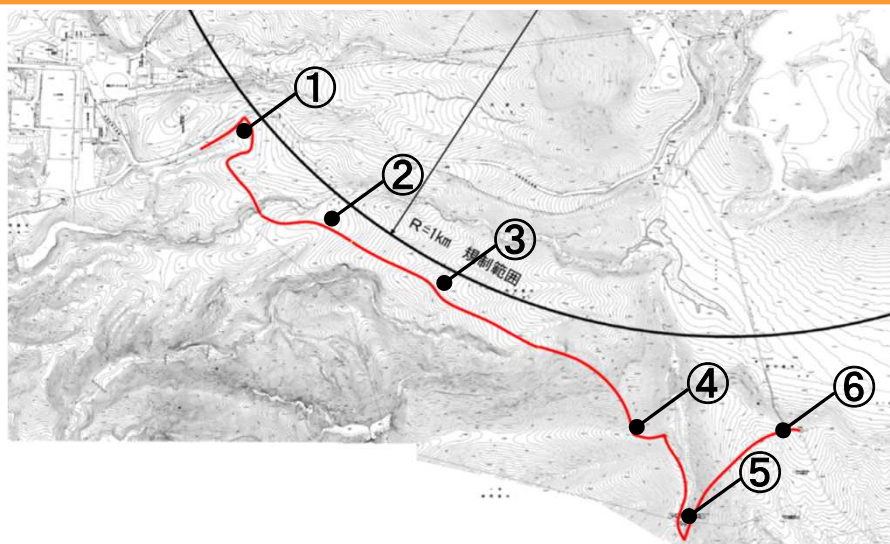
当路線は、阿蘇山上地区拠点の古坊中（駐車場、トイレ等整備）及び火口見学エリア（駐車場、園路整備）を起点とし、中岳山頂を終点とする。火口や砂千里ヶ浜景観の展望利用による登山や阿蘇五岳最高峰の高岳へ至る登山ルートとしても利用されている。



○事業変更の理由、事業規模の根拠（理由）等

当路線の一部において、迂回ルート設置のため事業決定の変更を行うものである。当路線は、阿蘇山の噴火警戒レベル2の場合、路線の一部（青線）が火口周辺1kmの立入規制にかかるため通行が不可能となる（直近ではH31.4.14以降、現在（R2.2）まで規制継続中）。このため利用の確保のため既決定路線を変更し、迂回ルート（約1.8km：赤線）を新規に設置するものである。

新規路線（迂回ルート）の整備



- 執行者は、環境省。
- 迂回ルート区間は、山上地区の利用拠点である古坊中を起点としており、当路線の主要動線が確保されることになる。
- 緩やかな地形で、ほとんどが現地形を利用しての歩道、標識整備となる。よって、大きな改変は生じず、周辺のミヤマキリシマ群落等の植生や風致景観・周辺の自然環境へ与える影響は最小限となるよう配慮される。



① 古坊中側起点付近



② 中間点



③ 中間点



④ 中間点

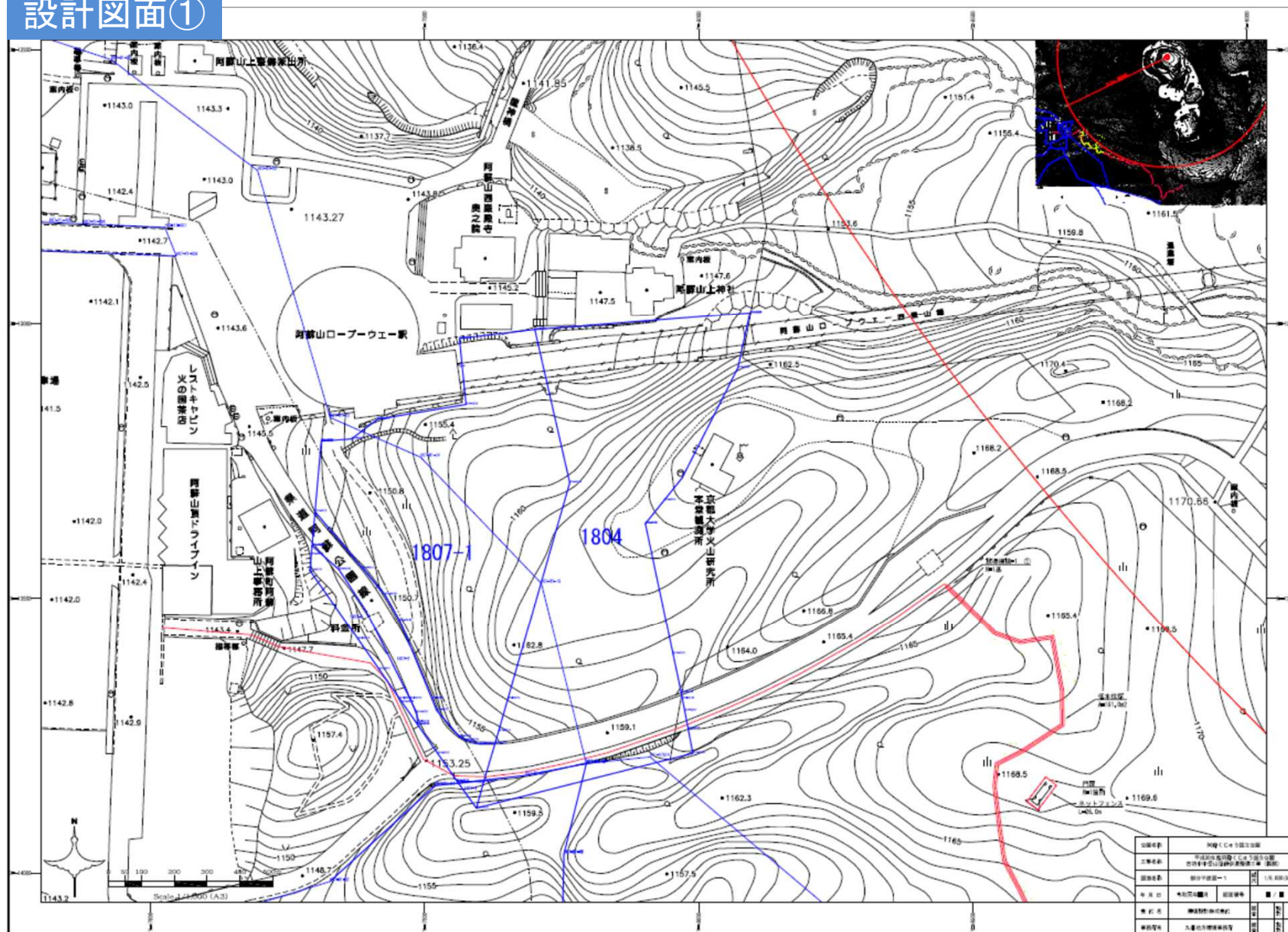


⑤ 中間点



⑥ 分岐付近

設計図面①



設計図面②

